

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

| | | | |
|---|-----------------------------|---|--|
| 代理人 特許業務法人 インテクト国際特許事務所 様 あて名 〒102-0083 日本国東京都千代田区麹町四丁目7番2号 サンライ イン第7ビル4階 | | PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1] | |
| | | 発送日 (日.月.年) 27.09.2011 | |
| 出願人又は代理人 の書類記号 PR11-10084 | | 今後の手続きについては、下記2を参照すること。 | |
| 国際出願番号 PCT/JP2011/065039 | 国際出願日 (日.月.年) 30.06.2011 | 優先日 (日.月.年) 30.06.2010 | |
| 国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06Q30/00(2006.01)i | | | |
| 出願人 (氏名又は名称) 楽天株式会社 | | | |

| | | | |
|---|--|--|--|
| 1. この見解書は次の内容を含む。 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の不備 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願に対する意見 | | | |
| 2. 今後の手続き 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。 | | | |
| 3. さらなる詳細は、様式PCT/ISA/220の備考を参照すること。 | | | |

| | | | |
|---|--|--|------|
| 見解書を作成した日 14.09.2011 | | | |
| 名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 | | 特許庁審査官 (権限のある職員) 山崎 誠也 電話番号 03-3581-1101 内線 3562 | |
| | | 5L | 3978 |

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が認めた又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b)) 。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、提出された以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 提出手段 紙形式
 電子形式
 - b. 提出時期 出願時の国際出願に含まれていたもの
 この国際出願と共に電子形式により提出されたもの
 出願後に、調査のために、この国際調査機関に提出されたもの
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しを提出した場合、出願後に提出した配列の写し若しくは追加して提出した配列の写しが、出願時に提出した配列と同一である旨又は出願時の開示を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

| | | | |
|-----------------|-----|---------------|---|
| 新規性 (N) | 請求項 | 1-15 | 有 |
| | 請求項 | | 無 |
| 進歩性 (I S) | 請求項 | 6, 8-9 | 有 |
| | 請求項 | 1-5, 7, 10-15 | 無 |
| 産業上の利用可能性 (I A) | 請求項 | 1-15 | 有 |
| | 請求項 | | 無 |

2. 文献及び説明

- [1] JP 2002-269428 A (シャープ株式会社) 2002. 09. 20, 請求項 1, 【0046】 - 【0047】, 【0093】
- [2] JP 2006-344219 A (インターナショナル・ビジネス・マシーンス・コーポレーション) 2006. 12. 21, 請求項 1, 【0040】 - 【0044】, 【0051】 - 【0055】 & US 2006/0277118 A1 & CN 1877630 A
- [3] JP 2008-225629 A (株式会社リコー) 2008. 09. 25, 請求項 1, 4-5, 【0073】 - 【0075】
- [4] JP 2003-22395 A (松下電器産業株式会社) 2003. 01. 24, 段落 【0133】 - 【0143】
- [5] JP 2002-334201 A (スプリームシステムコンサルティング株式会社) 2002. 11. 22, 請求項 1, 【0070】 - 【0076】
- [6] JP 2002-352327 A (東芝テック株式会社) 2002. 12. 06, 請求項 5, 【0061】, 【0068】
- [7] JP 2007-122323 A (株式会社日本総合研究所) 2007. 05. 17, 段落 【0036】
- [8] JP 2005-352929 A (株式会社リコー) 2005. 12. 22, 段落 【0026】 - 【0030】, 【0036】, 【0047】
- [9] JP 2006-4335 A (ぴあ株式会社) 2006. 01. 05, 段落 【0022】
- [10] WO 2008/114358 A1 (原幹雄) 2008. 09. 25, p. 9-10

(請求項 1-5, 7, 12-15)

請求項 1-5, 7, 12-15 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-2 により進歩性を有しない。文献 1 には、ネットワークを介して、利用者が操作する利用端末機器と、利用者からの商品購入要求を受け付けるサービスサイトを構成する商品購入受注管理サーバとが接続された電子商取引システムであって、利用者が上記利用端末機器に或る商品を購入する旨を入力して、その商品に関する商品購入要求を上記商品購入受注管理サーバへ送信し、上記商品購入受注管理サーバは、上記利用端末機器から送信された商品購入要求に関する商品に応じて、商品購入要求に関する商品に代えて、その購入者が購入しようとした商品より購入価格が安く、品質/材質が良い限定商品があるときに上記利用者の特典情報を上記利用端末機器へ送信し、上記利用者が上記利用端末機器によって、上記商品購入受注管理サーバから送信された特典情報を受信し、上記利用端末機器にその特典情報が表す特典を利用するか否かを入力して、その入力内容を表す特典利用有無情報を上記商品購入受注管理サーバへ送信し、上記商品購入受注管理サーバは、上記利用端末機器から送信された特典利用有無

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

情報を受信する電子商取引システムが記載されている。

国際調査報告で引用された文献 2 には、商品購入の際に、ユーザにより選択された商品のオファーとともにベンダーにより選択された別の商品を含む割引条件が付されたオファーをユーザが選択できる技術的思想が記載されている。

そして、国際調査報告で引用された文献 2 に記載された上記技術的思想を文献 1 の商品購入の際に用いることは、当業者にとって容易である。

(請求項 6)

請求項 6 に係る発明は、国際調査報告に引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

いずれの文献にも請求項 6 に係る発明が有する、特典適用条件が満足されるまでの過程で満足される過程条件を前記特典ごとに更に保持し、特典適用条件が満足されない場合であって、且つ、前記過程条件が満足された場合に、別商品を抽出することが記載されておらず、請求項 9 に係る発明はそれにより、ユーザが別商品を購入することで適用される特典の適用条件をユーザに把握させることができることから、ユーザが当該特典を見逃してしまう可能性を低減させることができるとともに、当該特典が適用された場合のユーザの満足度を高めることができるという有利な効果を発揮する。

(請求項 8)

請求項 8 に係る発明は、国際調査報告に引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

いずれの文献にも請求項 8 に係る発明が有する、所望する商品の一群から一の商品を残して当該一の商品と同一ジャンル又は関連ジャンルに含まれる他の商品を取り消した履歴が保持されている場合に、当該所望する商品の一群に含まれた商品はそれぞれ互いに代替関係にあると判定する代替関係判定手段が記載されておらず、請求項 8 に係る発明はそれにより、商品を販売する店舗の売り上げを向上させることができるという有利な効果を発揮する。

(請求項 9)

請求項 9 に係る発明は、国際調査報告に引用されたいずれの文献にも記載されておらず、当業者にとって自明なものでもない。

いずれの文献にも請求項 9 に係る発明が有する、所定の期間内にお気に入り商品の一群に含められた同一ジャンル又は関連ジャンルに含まれる複数の商品は、それぞれ互いに代替関係にあると判定する代替関係判定手段が記載されておらず、請求項 9 に係る発明はそれにより、商品を販売する店舗の売り上げを向上させることができるという有利な効果を発揮する。

(請求項 10-11)

請求項 10-11 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-3 により進歩性を有しない。

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

国際調査報告で引用された文献 3 には、商品購入の際に、類似顧客購入履歴抽出部の抽出した商品購入履歴群各々における買い替え前後の商品間の関係から、当該商品と類似の提供可能商品であって、買い替え前の商品をあらかじめ指定した期間より長期に渡り利用していた場合に、その買い替え前商品を検出し、商品購入履歴の数を比較し、その数が多い商品を推薦すべき商品として提示する技術的思想が記載されている。

そして、国際調査報告で引用された文献 3 に記載された上記技術的思想を文献 1 の商品購入の際に用いることは、当業者にとって容易である。